

令和5年 第3回

# 南会津町議会全員協議会 会議録

南会津町議会

## 令和5年南会津町議会全員協議会会議録目次

7月27日（木）

◎議事日程	1
◎出席議員	1
◎欠席議員	1
◎説明のための出席者	1
◎事務局職員出席者	2
◎開会の宣告	3
◎町長挨拶	3
◎議題	4
凍霜害緊急対策事業について	4
飼料高騰緊急対策事業について	8
生活応援商品券給付事業について	9
◎閉会の宣告	12

# 令和5年第3回南会津町議会全員協議会

## 議事日程

令和5年7月27日（木曜日）午前10時開会

- 1 開会
- 2 町長挨拶
- 3 議題
  - (1) 凍霜害緊急対策事業について
  - (2) 飼料高騰緊急対策事業について
  - (3) 生活応援商品券給付事業について
- 4 閉会

## 出席議員（14名）

1番	酒井幸司	議員	2番	芳賀正義	議員
3番	湯田剛正	議員	4番	星和孝	議員
5番	古川晃	議員	6番	渡部裕太	議員
7番	森秀一	議員	8番	川島進	議員
9番	湯田芳博	議員	10番	室井英雄	議員
11番	丸山陽子	議員	13番	湯田哲	議員
14番	高野精一	議員	15番	渡部訓正	議員

## 欠席議員（2名）

12番	楠正次	議員	16番	山内政	議員
-----	-----	----	-----	-----	----

## 説明のための出席者

渡部正義	町長	佐藤一範	副町長
星英雄	教育長	月田啓	総務課長
星良栄	総合政策課長	楠昭	農林課長
渡部秀介	商工観光課長	渡部浩明	舘岩総合支所長

馬 場 誠	伊南総合支所長	平 野 芳 和	南郷総合支所長
佐 藤 隆 士	商 工 観 光 課 長 補 佐	藤 沢 一 彰	農 林 課 農 政 係 長

事務局職員出席者

星 博 文	事 務 局 長	星 彰	事 務 局 長 補 佐
-------	---------	-----	-------------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○渡部訓正副議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードへの設定をお願いします。

都合により欠席届のあった議員は、12番、楠正次君、16番、山内政君です。

ただいまから令和5年第3回南会津町議会全員協議会を開会します。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。

本日の全員協議会は、町長からの申出により開催するものです。

次第はお手元に配付のとおりです。



◎町長挨拶

○渡部訓正副議長 ここで、開催に当たり、町長から挨拶をいただきます。

町長。

○渡部正義町長 皆さん、おはようございます。

本日は、全員協議会の開催をお願い申し上げましたところ、議員の皆様には何かとご多用中にもかかわらずご参集賜りまして誠にありがとうございます。

本日は、第3回議会臨時会に提案しております一般会計補正予算（第4号）の内容について3点ご説明させていただきたいと存じます。

まず1点目でございますが、凍霜害緊急対策事業でございます。

本事業は、本年4月に発生した凍霜害による被害を受け、減収が見込まれる果樹農家に対し、肥料及び農薬等の購入費用を助成し、補助し、継続的な果樹栽培を促すものでございます。

次に、2点目でございますが、飼料高騰緊急対策事業でございます。

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響による畜産物の消費低迷に加え、原油高などの外的な要因により、配合飼料などの価格が高止まりし、畜産経営を大きく圧迫しているため、飼料価格上昇分の一部を補助し、畜産農家の経営安定を図るもので、財源につきましては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施するものでございます。

次に、3点目でございますが、生活応援商品券給付事業でございます。

本事業は、物価や電気料などの高騰による家計への影響を軽減するとともに、新型コロナウイルス感染症や原油価格高騰等の影響を受ける町内商店の利用促進を図るため、全町民に町内で使用できる商品券を給付するものでありまして、財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び物価高騰対応生活困窮世帯緊急支援事業補助金を活用して実施するものでございます。

以上、3つの項目につきまして、その具体的な内容はそれぞれ担当課長等より説明をいたささせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。議員の皆様におかれましては、今後とも町政運営に関し、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。



#### ◎議題

○渡部訓正副議長　それでは、議題に入ります。

あらかじめ申し上げますが、本全員協議会は、南会津町議会会議規則第126条の規定に基づき開催するもので、議題について実質審議をする場ではなく、理解を深めるため協議または意見を調整する場であります。

なお、運営は、南会津町議会全員協議会等の運営に関する規程に基づき進めます。

また、南会津町議会基本条例第10条の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条ただし書きの規定によって質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によってその発言時間は、答弁を含め、おおむね30分に制限しますので、質疑は簡潔明瞭に願います。

(1) 凍霜害緊急対策事業についてを議題とします。

説明をお願いします。

農政係長。

○藤沢一彰農林課農政係長　農政課農林係長の藤沢一彰です。

私から、令和5年度凍霜害緊急対策事業について説明いたします。

資料ナンバー(1)をご覧ください。

本事業の目的であります。令和5年4月の凍霜害の被害を受け、収穫量の減少と品質の低下により減収が見込まれる果樹農家に対して肥料や農薬の購入費の支援を行い、生産コストの

低減を図り、継続的な果樹栽培を促すものであります。

本事業の提案に至りました経緯を申し上げますと、この4月の凍霜害により、農作物の被害額が県内で4億3,000万円以上となったことから、県では福島県農業等災害対策補助事業が発動されました。しかしながら、町内の果樹農家については被害を受けたものの支援内容に合致せず、支援が受けられなかったことから、町単独での支援を講ずることとしたところでございます。

対象者でございますが、町の調査により凍霜害が確認された果樹農家で、1つ目、交付翌年以降も継続して栽培をする意思がある者、2つ目、町税等の滞納をしていない者を要件といたします。

支援の内容でございますが、令和5年1月から5月末までに発注した果樹栽培に必要な肥料や農薬の購入経費を対象経費とし、福島県の農業災害関係事務の手引に基づき、凍霜害による圃場面積の被害率が30%以上と算定した果樹農家は対象経費の3分の1を支援、それ以外の果樹農家も対象経費の3分の1を支援することとしますが、補助上限を10万円といたします。

予算計上額ですが、圃場面積の被害率30%以上の果樹農家が5件、それ以外の果樹農家が4件ございます。1件当たり肥料や農薬の購入費は約60万円と見込んでございます。被害率30%以上の果樹農家5件の対象事業総額が300万円で、補助金額はその3分の1の100万円、それ以外の補助上限10万円の対象者が4件で40万円、合計しまして140万円を計上したところでございます。

以上で説明を終わります。

○渡部訓正副議長 これより、ただいまの説明内容について質問、ご意見などありましたら発言を受けます。

質問、ご意見等ございませんか。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 まず2つお尋ねをさせていただきますが、いわゆる福島県の農業等災害対策補助事業が実施されたんですが、何が支援内容と合致しなかったのか、教えてほしいです。

それから、もう1点は、4月の凍霜害を受けて栽培を諦め、あるいは諦めようとしている方がいるのかどうか。

この2つちょっと教えていただきます。

○渡部訓正副議長 農政係長。

○藤沢一彰農林課農政係長 お答え申し上げます。

県の農業等災害対策補助事業につきましては、被害を受けたことにより、例えば植物が病気にかかりやすくなった、もしくは生育が悪くなったということで、新たに、当初予定していなかった肥料の購入ですとか、薬剤の散布が必要になったということで、かかり増しになった部分の農薬や肥料の補助というものが対象になるというところでございます。あと、要件としまして、3戸以上の組合等団体での申請が要件づけられておりまして、農家個人での申請ができないという要件となっておりました。

南会津町の果樹農家につきましては、そういった組織が現在設立されておらず、申請がまずできないということと、実際にそういったかかり増しで、農家の方にいろいろお話を聞いたところ、かかり増しで農薬や肥料を今後買う予定がないという方々がほとんどで、今回、県の災害対策補助事業を活用できる農家がいなかったというところでございます。

あと、栽培をやめるといような農家があるのかどうかというところについて、今現在、やめるといようなことは聞いてございません。

以上です。

○渡部訓正副議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 ただいまの説明ですと、県のその基準には合わないということなんです、これらに関して所得保障の保険等々については当町の果樹農家はどのような状況か、分かったら教えてください。

○渡部訓正副議長 農政係長。

○藤沢一彰農林課農政係長 お答え申し上げます。

現在、町で把握している果樹農家は9件ございますが、収入保険に加入されている農家が1件でございます。そのほか、果樹共済というものがございますが、こちらに加入している農家はございません。

以上です。

○渡部訓正副議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 そうしますと、支援内容のところ、5年1月から5月末までに発注した、いわゆる果樹栽培に必要な肥料あるいは農薬、これの購入費について助成をする、支援をするということですから、県から外れたといえますか、もう既に購入した分について町が手当てをしていくとこういうことの意味でよろしいですね。

私は再三申し上げておりますが、県や国がそれぞれの地域の事情を十分加味しているわけで



はない、そういう中でこういう実態に合った取組をされるということは、とても私は、実益のある、そして町民、いわゆる生産者の方々に寄り添う政策であるというふうに考えておりますが、最後に1つだけ質問をいたしますが、いわゆる30%以上の被害と30%未満の被害というのは、もし調査されて、その原因、いわゆる地勢的なものなのかどうなのか。分かったら教えてください。

○渡部訓正副議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

こちらにつきましては、県の基準に基づきまして、前提となるのが、リンゴの栽培については、1つの株から5個ないし6つの花が咲きます。この花の受粉後、摘果をさせていただいてリンゴを収穫していくという話になりまして、この花びらの健全状態を調べるところの部分が基準になっております。災害の基準におきましては、ここから6つの花びらのうちの1つでも生き残っているというものにつきましては被害がないという形になりまして、そちらの部分で30%と30%以下というところの部分で区分されているとなっておりますのでご理解のほどを願います。

○渡部訓正副議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 私が聞いたのはそういうことではなくて、つまり30%未満の果樹生産地域あるいは30%以上の地域、これについて、地域つまり標高等の影響があるのか、どうなのか。私も、実は生産者から連絡があって、数件見させていただきました。どちらかというところと標高の高いところの生産地については、開花が遅れた分だけ被害がなかった。ですから、そういうことを考えると、農家の技術的な問題ではなくて、地勢的な問題、地形的な問題も含めて自然災害を受けたとこういうことに特定できるのではないかなと思うんですね。今後、ぜひ当局においては、それらについての確認というか、把握ですね、なぜ30%未満だった、なぜ以上だったのか、ここの違いをやっぱりしっかりと把握していくということが大事だろうと、こんなふうに思いました。そこで最後に、いわゆる追肥、1月から5月までに発注した肥料ということなんですが、追肥で凍霜害の被害があるいは品質が多少改善できるのでしょうか。教えてください。

○渡部訓正副議長 農政係長。

○藤沢一彰農林課農政係長 お答え申し上げます。

今回の凍霜害というものは、ちょうど開花時期に当たったということで、花の芽もしくはめしべが凍ってしまって、そもそも実がなくなってしまうという被害がほとんどでござい

ます。あと、一部残された花の実でございますが、そういったものも例年より小さいですとか、変形をしてしまう、霜に当たったことで、丸、きれいな形のリンゴじゃなくなってしまうというように害が出ているということで、なかなか追肥や薬剤などでそういったものを防げるものではないような被害でございました。ただし、来年度に向けて適切な栽培管理も必要でございますし、できるだけ収量を上げるように農家の方努力されて、薬剤散布や肥料の追肥をされるというふうに向っております。

以上です。

○渡部訓正副議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 私は、果樹農家も見させていただきましたが、そのほか、有機でやっているナス栽培、キュウリ栽培の方々の圃場も見させていただきましたが、そこで諦められるのではなくて、新しい芽が出る可能性がある、その芽はやられて、そのときに、微生物を使った有機資材でありましたが、施したことによって、3週間目くらいから持ち直してきているんですね。ですから、その農家さんが、何ていうんでしょうね、どこまでそういう期待を込めているかは分かりませんが、少なくとも自然災害ですから、自然の力を最大限生かすという意味で、このいわゆる肥料の追肥あるいは肥料による収量復活、そういったことも大いに期待できるものだと思いますので、大変忙しいとは思いますが、できるだけ現場に出かけて行って、状況の変化を見ながら支援をしていただければと思います。

以上で質問を終わります。

○渡部訓正副議長 ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○渡部訓正副議長 それでは、ないようですので、これで（1）凍霜害緊急対策事業についてを終わります。

次に、（2）飼料高騰緊急対策事業についてを議題とします。

説明をお願いいたします。

農政係長。

○藤沢一彰農林課農政係長 飼料高騰緊急対策事業について説明をいたします。

資料ナンバー（2）をご覧ください。

本事業の目的であります。新型コロナウイルス感染症の影響による畜産物の消費低迷に加え、ウクライナ情勢や原油高などの外的要因により、配合飼料や輸入粗飼料価格が高止まりし、畜産経営を大きく圧迫しているため、飼料価格上昇分の一部を支援し、畜産農家の経営安定を

図るものであります。

対象者は、販売目的で家畜を飼養する畜産農家といたします。ただし、小規模の採卵鶏を除きます。

支援内容ですが、対象経費は、令和5年4月から令和6年3月までに購入した配合飼料の経費の一部といたします。

交付単価は、配合飼料1トン当たり6,000円といたします。

単価の考え方でございますが、国の農業物価統計調査による令和3年4月と令和5年4月の乳牛用の配合飼料価格を比較しましたところ、1トン当たり2万2,600円ほど上昇しております。

国では、配合飼料価格高騰緊急特別対策として、令和4年度は四半期ごとの飼料価格に応じて補填金を交付しており、直近では令和5年1月から3月分までの補填金として1トン当たり8,500円が交付されます。また、福島県では畜産配合飼料価格高騰対策事業としまして令和5年4月から令和6年3月までの購入分について1トン当たり3,000円の支援を行うこととしており、国と県を合わせて1トン当たり1万1,500円の支援があるものと試算しております。

これらの支援を考慮し、町では高騰した2万2,600円から国・県の支援分1万1,500円を除いた1万1,100円の2分の1相当を支援することとし、単価を1トン当たり6,000円としたところでございます。

なお、令和4年度につきましても9月補正において同様の支援を実施しており、その際は、1トン当たり7,000円の支援を実施したところでございます。

予算計上額でございますが、農家からの聞き取り等により、配合飼料の購入見込量は255トンを見込んでおり、予算計上は153万円であります。

以上で説明を終わります。

○渡部訓正副議長 これより、ただいまの説明内容について質問、ご意見などありましたら発言を受けます。質問、ご意見等ございませんか。

[発言する者なし]

○渡部訓正副議長 ないようですので、これで(2)飼料高騰緊急対策事業についてを終わります。

次に、(3)生活応援商品券給付事業についてを議題とします。

説明をお願いします。

商工観光課課長補佐。

○佐藤隆士商工観光課長補佐 商工観光課課長補佐兼商工振興係長の佐藤隆士です。

私のほうから生活応援商品券給付事業について説明させていただきます。

資料3をご覧ください。

この事業につきましては、ガソリン価格や電気料金、さらには食料品などの価格高騰による家計への影響を軽減するとともに、新型コロナウイルス感染症や原油価格高騰等の影響を受ける町内商店の利用促進と売上向上を図るため、全町民を対象に町内の商店で使用できる商品券を給付するものです。

対象者は、令和5年9月1日現在を基準日として、町の住民基本台帳に登録された全町民を対象とします。なお、基準日以降の出生者や転入、転出者は対象外とします。基準日以降の死亡者につきましては、同居家族等により郵便の受取りがあった場合はそのまま給付するものとし、郵便が戻ってきた場合は給付しないものいたします。

商品券の内容ですが、1人当たり5,000円分の町内加盟店で使用できる商品券を世帯人分をまとめて世帯主宛てに郵送します。商品券につきましては、1,000円券5枚つづりとなります。

換金業務や加盟店募集業務等につきましては、南会津町商工会に委託して実施いたします。

なお、商品券が利用できる店舗につきましては、昨年度の本事業の加盟店や今年度のプレミアム商品券の加盟店を基本に商工会で募集していただきます。プレミアム商品券同様、加盟店につきましては随時更新するものいたします。

なお、本事業につきましては、加盟店の換金手数料は取らないものいたします。

スケジュールにつきましては、補正予算成立後、直ちに要綱の改正や関係機関との調整、委託契約の締結などに着手いたしまして、9月中旬から10月にかけて対象者に生活応援商品券を届けられるようにしたいと考えております。

商品券の使用期間につきましては、11月1日から1月31日を予定しております。

予算計上額につきましては、換金預かり金と事務委託を合わせた委託料が7,019万5,000円、事務用品等の消耗品費が5万円、商品券や送付用の封筒の印刷などの印刷製本費が110万円、商品券の郵送料が307万2,000円、合計しまして7,441万7,000円となっております。

以上、生活応援商品券給付事業について説明させていただきました。よろしく願いいたします。

○渡部訓正副議長 これよりただいまの説明内容について質問、ご意見などありましたら発言を受けます。質問、ご意見などございませんか。

2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 私が6月の第2回の定例会の中で一般質問をさせていただいております。その中で、消費者の物価の高騰というようなことで町の対策はということで一般質問をしておりますが、その中では、町長さんからの内容として、この商品券の給付事業等については話がここに出ておりませんでした。本事業については賛成で私もあるわけですが、その中でちょっと疑問に思うのは、まず、国の歳入の中の補助金ですが、これが一般的に補助金として来るもの、特にコロナの関係で来ているわけでありまして、これをどのようにこに、どの時期に国から歳入として入っておられるのか。

また、もう一つは、その時期、支出の計画ですが、その時期は今まで第1から第4まで、今回補正をしておるわけですが、その辺の振り分け、その時期、タイミング、その辺をどういうふうに見て、今回上げておられるのか。その辺の経過もお聞きしたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○渡部訓正副議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

こちら、財源につきましては、新型コロナウイルス関係の交付金を財源としておりまして、まず国のほうから南会津町のほうに1億7,000万円ほど、こういった交付金来ますというようなお知らせがございまして、その都度、必要な事業を実施している、検討しているというような状況でございます。今までも価格高騰緊急支援給付金ということであったり、原油価格の高騰対策事業ということで各事業所さんが価格高騰について、差額について補助金交付できるような事業ですとか、こういった財源をその都度必要に応じて検討しながら実施しているというところございまして、その残予算とかも見ながら、それぞれの時期に合わせて事業を検討しているというところでございますので、今回は、様々検討した結果、商品券の給付事業として実施していくというような決断をしたところでございますので、ご理解いただきたいと思えます。その都度、状況を見ながら事業を検討しているというようなどころでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○渡部訓正副議長 芳賀正義さん。

○2番 芳賀正義議員 質問を終わります。

○渡部訓正副議長 ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部訓正副議長 ないようですので、これで(3)生活応援商品券給付事業についてを終わります。

---

◇

◎閉会の宣告

○渡部訓正副議長 以上で協議議題は全て終了しました。

これもちまして、令和5年第3回南会津町議会全員協議会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時36分

以上、南会津町議会全員協議会等の運営に関する規程第11条の規定により、本会議録は  
事実と相違ないので署名する。

令和 年 月 日

副 議 長 渡 部 訓 正